

第7期 雲南市農業委員会第25回総会議事録

1. 日 時 令和4年7月21日（木） 13:30～14:23

2. 場 所 市役所3階・301号室

3. 出席委員（15名）

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝
5番 柳原 昌広	7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	10番 新田 清
13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫	15番 小田川 清	16番 吾郷 正司
17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄	19番 加藤 一郎	

4. 欠席委員（4名）

6番 高橋美佐子	9番 高橋 一裕	11番 川角 茂	12番 林 明夫
----------	----------	----------	----------

5. 事務局又は説明者

統括監 熱田 勇二	局長 田部 公利	主査 白築 香	主幹 小林 弘典
主事 新田 悠葉			

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第172号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第173号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第174号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第175号 農地法第4条の規定による許可指令書の取り消しについて
- ・議第176号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第177号 農地法第5条の規定による許可申請について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第25回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、13番奥田武委員、14番渡部晴夫委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第4条第1項第9号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・田畑転換届の受理について ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置届出書の受理について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 情報委員会委員長からいなたひめ第53号の報告有り。 ・会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第172号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書8ページ、議第172号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。9ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで面積は241㎡、権利の種別は非農地証明で所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は申請地が急傾斜にあり、併せて遠方に住んでいるため管理ができず雑草が繁茂し原野化してしまったということです。令和4年6月30日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然壊廃した農地で農地への復旧が困難な土地であるため非農地証明して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議についてよろ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>しくをお願いします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第172号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第172号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第172号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第173号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第173号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。11ページをご覧ください。図面については5ページから掲載しています。</p> <p>番号1と2番、〇〇町〇〇地区で地目は田2筆で関係者は1名、合計面積は2,523㎡です。令和4年6月30日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号3と4番、〇〇町〇〇地区で地目は田2筆で関係者は2名、合計面積は6,561㎡です。令和4年6月30日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号5から10番、〇〇町〇〇地区で地目は田6筆で関係者は1名、合計面積は5,671㎡です。令和4年7月1日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号11から16番、〇〇町〇〇地区で地目は田3筆、畑3筆の合計6筆で、関係者は1名、合計面積は2,232㎡です。令和4年6月30日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号17番、〇〇町〇〇地区で地目は畑1筆で関係者は1名、面積は277㎡です。令和4年6月28日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号18から32番、〇〇町〇〇地区で地目は田10筆、畑5筆の合計15筆で、関係者は2名、合計面積は10,975.74㎡です。令和4年6月30日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号33と34番、〇〇町〇〇地区で地目は畑2筆で関係者は1名、合計面積は970㎡です。令和4年6月30日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号35から38番、〇〇町〇〇地区で地目は田3筆、畑1筆で関係者は1名、合計面積は2,614㎡です。令和4年6月30日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>番号 1 から 3 8 番の各筆数は田 2 6 筆、畑 1 2 筆の合計 3 8 筆で、面積は田 2 6, 6 4 6. 7 4 m²、畑 5, 1 7 7 m²の合計 3 1, 8 2 3. 7 4 m²です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などのやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然壊廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため非農地と判断して問題ないと考えます。以上、報告いたしますので、ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>それでは、議第 1 7 3 号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第 1 7 3 号農地法第 2 条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第 1 7 3 号農地法第 2 条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第 1 7 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 1 5 ページ、議第 1 7 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを説明します。今月は 2 件の申請が出ております。議案書 1 6 ページをご覧ください。図面資料は 1 7 ページからです。</p> <p>申請番号 1 番、〇〇町〇〇の 1 筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は 5, 2 2 1 m²です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を拡大するということです。両申請者は親戚関係で、農地取得後はそばを栽培されるということです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号 2 番、〇〇町〇〇の 1 筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は 7 7 m²です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は赤道の払下げ、譲受の申請事由は申請地を譲り受け、田の一部として利用するということです。申請地はもともと市所有の赤道でしたが田と田の間にあるため、赤道だった部分も併せて一つの田にして耕作されるということです。譲受人は高齢ですが、耕作は主に息子さんがされるとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。従って、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第174号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第174号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第174号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第175号農地法第4条の規定による許可指令書の取り消しについてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページ、議第175号農地法第4条の規定による許可指令書の取り消しについてを説明します。議案書18ページをご覧ください。図面資料は22ページからです。</p> <p>申請地は〇〇町〇〇の田1筆、畑1筆の合計2筆です。この土地は議案書記載の転用計画者が運搬路及び車両回転場として令和4年3月23日に4条の転用許可が出されています。この計画は県営ほ場整備のため、山から土砂の搬出、道路と回転場として使用する計画でしたが、10トントラックが通行するにあたり、民家に影響を与える恐れがあり、新たに搬出ルートを見直すとの事です。許可取り消し後は、引き続き農地として耕作される予定です。以上について、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第175号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第175号農地法第4条の規定による許可指令書の取り消しについては、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第175号農地法第4条の規定による許可指令書の取り消しについては、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第176号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書19ページ、議第176号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>った案件について説明をいたします。20ページをご覧ください。図面は、25ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は326㎡です。申請人は、議案書のとおりで転用目的は宅地の拡張です。転用理由は居宅の敷地が狭いため、拡張して利用したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。始末書が提出されており、農地法の認識不足により、平成7年頃から住宅の一部として利用してしまったとのことです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は174㎡です。申請人は、議案書のとおりで転用目的は山林管理用の管理道です。転用理由は隣接する山林を管理するため、管理道を整備したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。始末書が提出されており、農地法の認識不足により平成10年頃から山林への管理道として利用してしまったとのことです。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。以上、報告いたしますのでご審議についてよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
17番	<p>はい</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
17番	<p>17番です。申請番号1番について説明いたします。始末書案件ということで、推進委員に聞き取り調査を行っていただいております。平成7年12月頃から申請者が経営する会社の社員用福利厚生施設の建物を取り壊して、新たに申請者が居宅を建築した際に転用手続きがなされていないことが判明し、今回申請となったものです。始末書が出されており、経過に併せて認識不足により事後申請となりましたことを深くお詫び申し上げますということでございますので、よろしく願い致します。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。</p>
16番	<p>はい</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
16番	<p>16番です。申請番号2の件ですが、状況の聞き取り調査について報告します。7月12日に申請者へ聞き取り調査に伺っています。申請に至った経過ですが、山林を管理するための管理道を申請地へ整備し利用したいために今回の申請となったようです。山林までは急勾配で行き来するには非常に困難であったため、道を整備し勾配を緩くして利用することが目的でした。平成10年頃から管理道として利用していたそうです。周囲への影響については、隣接地が全て申請者所有地であり問題ないと考えておられます。管理する山林に隣接しており、車両を進入させるためには勾配を緩くしなければならず、高低差があるためどうしても農地の一部を管理道とせざるを得なかったようです。雨水の排水対策は路面に溝を切り既設の排水路へ流す予定です。始末書を読み上げます。この度、農地法第4条の許可申請にあたり、申請地は畑でありましたが、平成10年頃から申請地を山林への管理道として整備し利用しました。本来ならば農地法の許可を得て利用すべきところ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>を農地法の認識不足から事前着工しておりました。今後は農地法等を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分に注意し、管理の徹底を固く誓います。以上でございます。</p> <p>ただ今、事務局並びに担当区域の委員で説明をいたしました。以上で議第176号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第176号農地法第4条の規定による許可申請については申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第176号農地法第4条の規定による許可申請については申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第177号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書21ページ、議第177号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は7件の申請が出ております。議案書22ページをご覧ください。図面については35ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は551㎡で地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由は養鶏業の資材置場としてゲージ等を置いて利用したいとのことです。農用区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。始末書が提出されており、事業拡大により資材置場が必要になったため申請地の農振除外の許可を得たが、農地転用の許可は得られていないということを知らず、そのまま資材置き場として使用したとのことです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は142㎡で地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおり、転用目的は駐車場です。転用理由は家族及び来客用駐車場として利用したいとのことです。今までは他人の土地を借りて駐車場として利用していたそうですが、返してほしいと頼まれ使えなくなってしまったため、今回新しく駐車場を整備することになったそうです。農用区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の3筆です。申請面積は4,462㎡で地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的は資材置場、作業場及び駐車場で、転用理由は工場の近くに資材置場、作業場及び駐車場を整備したいとのことです。現在点在している資材置場等を工場近くの土地一か所に集約さ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>せたいそうです。図面資料46ページをご覧ください。図面のとおりに、広い方の農地は製品の仕上げ作業を行うスペースと完成品を置いておくスペースとして使われます。製品運搬のため、フルトレーラーやクレーン等が入り出すとのこと。また、小さい方の農地は加工前の資材置場と従業員、来客用の駐車場として利用されます。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第1項第4号に規定する住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。なお、本案件は第1種農地かつ3,000㎡超えの案件であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は256㎡で地目は議案書のとおりです。権利の種別は賃貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的は車庫兼倉庫で、隣接する宅地にまたがって1棟365㎡を建築されます。転用理由は、クレーンや建設業用車両の車庫及び建設資材の倉庫として利用したいとのこと。農用地区域外で賃借料、確認委員は議案書のとおりです。始末書が提出されており、農地法の認識不足から昭和62年頃より車庫と倉庫を建築し利用してしまったとのこと。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は710㎡で地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的は工事用駐車場で、転用理由は市営住宅建設のため工事用車両の駐車場として利用したいとのこと。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号2番と同じです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は188㎡で地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的は駐車場で、転用理由は所有する建物の利便性向上のため駐車場を拡張したいとのこと。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇の4筆です。申請面積は168㎡で地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的は宅地進入路で、転用理由は現在の進入路が狭くて急勾配なため申請地に新しく進入路を整備したいとのこと。農用地区域外で、確認委員は議案書のとおりです。始末書が提出されており、農地法の認識不足から令和2年5月より宅地進入路として利用してしまったとのこと。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。以上報告しますので、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>議 長 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>18番 はい。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 1 8 番	<p>はい。どうぞ。</p> <p>1 8 番です。申請番号 1 番の〇〇町の案件につきまして補足説明いたします。7 月 1 1 日に聞き取りと現地の確認を行っており、当日は申請者のお二人に対応をいただいています。経過としては、昭和 4 7 年頃に養鶏場として借りていた土地の隣接地です。図面は 3 6 ページをご覧ください。規模拡大に伴って、申請地と一緒に利用していたが、今回、譲り受けることになり調査したら農地のままとなっていたことが判明したそうです。転用の目的は、養鶏業を営んでおり資材置場として使用したい。いつ頃から使用していたかについては、昭和 4 7 年頃、先々代の祖父が借りて養鶏場として使用、その後規模拡大により隣地を借りて一緒に使用していたそうです。申請者は養子であり当時の事は不明としながら、行政書士に一任してあったとのことで、除外申請は行われていたが転用が行われなかったのは、理由を含めわからないとの事でした。既に埋め立ててあり、水路等の問題はないということです。以上が、聞き取り調査の内容ですが、申請者から農業委員会へ必要な手続き前に転用していたことについてと題して始末書が出ておりますので読み上げます。私は養鶏業を営んでおります。また、先代も同様に養鶏業を営んでおりました。先代は申請地の隣接地上に昭和 4 7 年頃鶏舎を建築し、養鶏を行っていたと伝え聞いております。私が事業に携わるようになった昭和の終わり頃、事業拡大に伴い資材、機械、道具等を保管する場所が必要となったことから、隣接地の鶏舎と一体として利用する為に申請地の除外申請により許可を受けました。また、私の認識では農地転用許可申請により許可を頂いた上で申請地を利用しているものと考えておりました。しかしながら、今般、申請地を調査した結果、農地転用許可申請を行っていないまま申請地を資材置場等として利用していることが判明しました。なぜ農地転用許可申請を行っていないのか原因は不明ですが、当時は専門家である行政書士に全てを一任していたことから、私としましては当然に法に則って手続きが完了しているものと考えておりました。いずれにせよ申請地は農地のままであり、必要な手続きを経っていないことが分かりましたのでこの度正式に農地転用許可申請を行わせて頂きたく存じます。必要な手続きを行う前に転用していましたことにつきましてお詫び申し上げます。この度のことを反省すると同時に、今後このようなことがないよう留意致します。以上が始末書でございますので、ご審議の程をよろしくお願い致します。</p>
議 長 1 4 番	他に補足説明はありませんか。
議 長	はい。
議 長 1 4 番	<p>はい。どうぞ。</p> <p>1 4 番です。番号 3 番について補足説明いたします。資料については 4 2 ページから 4 6 ページをご覧ください。確認は 6 月 2 7 日に現地で行いました。申請の理由は、工場拡張のため隣接する農地の権利の移転となります。計画としては、転用後に鉄工所の資材置場、完成品置場及び駐車場という計画です。農用地の転用にあたり、給排水については申請地及び工場の周辺に農地は無く、全く支障はないということです。申請内容については妥当であると判断いたしましたので、ご審議の程をよろしくお願い致します。</p>
1 7 番 議 長	はい。
1 7 番	はい。どうぞ。
	1 7 番です。申請番号 4 番についてご説明いたします。7 月 8 日、推進委員に現地調査

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>を行っていただいています。申請地は、申請人の先代が昭和62年頃に事業用の倉庫と車庫として使用されていたものです。先代が亡くなられたことを機に遺産相続の手続きの中で車庫の底地の一部分が農地であったことが判明し、今回の申請に至りました。こちらについては始末書が出されております。申請地については畑でありましたが、業務拡大に伴い昭和62年頃から車庫と倉庫を建造し、隣接宅地と一体として利用してまいりました。農地法の認識不足から事前着工しておりました。今後は農地法各法令を遵守し、管理の徹底を固くお誓いいたしますということです。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
13番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
13番	<p>13番です。申請番号7番について補足説明いたします。現地確認は7月15日に行っております。経過ですが、令和2年5月に地域住民から農地をコンクリート舗装し木戸道として使用しているという相談がありました。農業委員会で状況を調査し、貸付人は地区外の3名ですが、了承の上で借受人は道をつけたということがございます。農地転用申請の該当でございます。転用目的は宅地進入路の整備、使用時期は令和2年5月頃からです。面積は記載のとおりで周辺の農地へ影響は無いということがございます。既存の宅地進入路は幅が狭く、急勾配で不便なため申請する。新ルートは勾配が緩やかとなり、他に適地はないということです。その他、6月10日付けで始末書が出されておりますので、読み上げます。この度、農地法第5条の許可申請をするにあたり、申請地は畑でありましたが、申請地の一部を宅地進入路として造成し、令和2年5月から利用してきました。既設の宅地進入路は幅が狭く急勾配で通行が困難となったために、本来ならば農地法の許可を得て使用すべきところ農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は農地法等を遵守し再びかかる不祥事をいたさぬよう十分に注意し、管理の徹底をお誓いいたしますということです。よろしくご審議をお願い致します。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
	(補足説明なし)
議 長	無いようですので、議第177号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第177号農地法第5条の規定による許可申請については、はじめに、本案件のうち申請番号3番を除く案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第177号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号3番を除く案件は申請のとおり許可することに決定をいたしました。
	次に、本案件のうち島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号3番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第177号農地法第5条の規定による許可申請につい

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>て、申請番号3番の案件は申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p> <p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。 (14:23終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____